

嬉野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和元年度定期監査結果を次のとおり公表する。

令和2年3月11日

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 富永 敏文

第1 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行された事務事業

第2 監査の日程

令和2年2月12日～21日

監査期日	監査対象
2月12日(水)	総務・防災課、選挙管理委員会事務局、財政課、税務課、市民課、企画政策課
2月13日(木)	新幹線・まちづくり課、広報・広聴課、観光商工課
2月14日(金)	備品検査（観光商工課、文化・スポーツ振興課、建設・農林整備課、教育総務課）
2月17日(月)	農業政策課、農業委員会事務局
2月18日(火)	子育て未来課、議会事務局、文化・スポーツ振興課、健康づくり課、福祉課、会計課、監査委員事務局
2月19日(水)	教育総務課、学校教育課、水道課、環境下水道課、建設・農林整備課
2月20日(木)	監査委員による合議
2月21日(金)	講評

### 第3 監査の項目

- (1) 職員の配置状況及び事務分担について
- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 附属施設の状況について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入・歳出執行状況について
- (6) 予算の流用・充用状況について
- (7) 超過勤務状況について
- (8) 備品について
- (9) 公用車について

### 第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、前述した監査の項目について、各課から提出された関係資料の内容について監査するとともに不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令等にのっとり、経済的、効率的かつ有効的に実施されているかに重点をおき、監査を実施した。

### 第5 監査の結果

令和元年度の事務事業の執行については、監査した範囲内において、おおむね適正に行われていると認めた。しかしながら、一部において、契約関係書類、その他事務書類の記載方法や事務処理などに不適切なものがあったため、改善又は是正すべき事項が見受けられた。

監査の結果について項目ごとに、所見及び指摘・検討事項を記載する。

#### (1) 職員の配置状況及び事務分担について

機構改革に伴い、部及び課の新設・統合や事務の移管があった令和元年度においても、おおむね順調に事務が執行されているものと認めた。

職員数は12月末時点において、前年度と比較し、5名増加しているが、近年の災害復旧事業、或いは、多様化する市民ニーズに対応するため業務量も増大している。このような状況であるからこそ、法令等に則った業務を日頃から意識し、改善を図りながら業務に当たっていただきたい。

また、職員の心身の健康維持に十分な配慮をもって、事務処理に遅滞、遺漏のないよう適正な職員配置に努められたい。

#### (2) 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、特に目立った停滞は見られず、順調に執行されていることを確認した。

そのうち、1件50万円以上の事務事業について、59件を抽出し、その事務の執行について、精査した結果、契約事務等の処理に関して、次のとお

り一部不適切な処理が見受けられた。事務事業の執行に当たっては、適法・適正な事務に努められるとともに、規則等と事務の実態が乖離しているのであれば、規則等の改正も含めて適法な整備を行っていただきたい。

特に、契約事務に当たっては、恣意的な合理性による取扱いとならないよう関係法令を正しく理解し、判例や実例等を参考に、適法・適正な事務処理に努められたい。

なお、軽微な事項については、事情聴取において指導したので、記載を省略する。

ア 契約事務の事前承認において、単一随意契約による理由や代金支払の方法の記載がされていないものがあつた。嬉野市財務規則第99条の規定に基づき、適切に処理されたい。

(総務・防災課、新幹線・まちづくり課、観光商工課)

イ 契約金額を変更しているにもかかわらず、契約保証金を変更していないものがあつた。嬉野市財務規則第109条第2項の規定に基づき、適切に処理されたい。

(企画政策課、水道課)

ウ 補助金交付要綱に規定されていない様式で、補助金の申請がなされていた。また、補助金申請書の提出日が交付要綱に規定の期限を過ぎているものがあつた。補助金交付要綱に基づき、適切に処理されるよう関係団体等への指導を徹底されたい。

(新幹線・まちづくり課)

エ 消費税の改正を踏まえ、契約書の契約金額を訂正しているものがあつた。契約金額の変更は重要事項であり、契約書の作り直し又は変更契約で対応すべきである。

(広報・広聴課)

オ 債務負担行為の議決を得ていないにもかかわらず、年度開始前に入札を行っているものがあつた。入札は契約の締結とは分割不可能な一体のもので予算の執行行為に含まれると解すべきであり、年度開始前に入札を執行することはできないと考える。

(文化・スポーツ振興課)

カ 契約方法の根拠となる法令等の適用条項が適切ではないものがあつた。関係法令を正しく理解し、適法・適正な事務の執行に努められたい。

(市民課、文化・スポーツ振興課、環境下水道課、建設・農林整備課)

キ 公有財産購入契約においては、その契約事務の事前承認について専決できないが、専決しているものがあつた。嬉野市財務規則第99条の規定に基づき、適切に処理されたい。

(建設・農林整備課)

(3) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、順調に推移していると認めた。使用料の収納についても一部を除き、おおむね遅滞なく行われていた。今後も適正な事務処理に努められたい。

(4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

各課から特色ある事業または懸案事業の取り組みの状況について、報告を受けた。今後、限られた予算の中においても、創意工夫した事務事業が進展するよう期待する。

(5) 歳入・歳出執行状況について

ア 歳入について

今後益々事務事業が増大する中で各歳入においては、引き続き、でき得る限りの財源確保が必要である。

税込については、催告や差押えの実施、又徴収アドバイザーとの連携により、滞納整理に努められているが、公平、公正な税負担、自主財源確保のためにも、更なる徴収率の向上に努められたい。

そのほか、使用料・手数料等各種歳入の厳正な収納については、各担当課において不断の努力をされているが、その事務について、調定漏れ、調定誤りがあつた。なお、この件について、事情聴取時点では、是正されていたものの、日頃から適正な事務の執行に努められたい。

イ 歳出について

執行率の低い事業の進捗状況等については、一部未執行もあるが、おおむね順調であると認めた。

(6) 予算の流用・充用状況について

予算の流用については、消費税の改定に伴うものが散見された。消費税の改定については、予算編成時点で分かっていたことであるため、予算の計上に当たっては、十分に精査した上で行うよう努められたい。

(7) 超過勤務状況について

令和元年度12月末までの超過勤務状況について、全体の合計は前年度と比較して、時間にして226時間、金額にして48,793円増加している。部、課ごとに比較した結果、管理職及び再任用職員を除く職員一人当たりの超過勤務時間は、農業政策課、文化・スポーツ振興課が、部では産業振興部が、突出して多かった。一部の職員に業務が偏り、過重負担とならないよう適正な人員配置に努められ、超過勤務の平準化と縮小を図られたい。

(8) 備品について

備品については、令和元年度12月末までに購入したもので、観光商工課、文化・スポーツ振興課、建設・農林整備課、教育総務課を対象としたが、次のとおり不備があった。嬉野市財務規則及び嬉野市備品管理事務取扱要領に基づき、適正な備品管理に努められたい。また、うれしの市民センターにおける備品購入費については、予算額の90%弱、額にして450万円程が12月末時点で未執行となっており、減額補正で対応予定とのことであったが、備品については、予算編成段階で見込みを立てるものであり、十分に精査し、計画的に執行されたい。

ア 備品シールの貼付がされていないもの

(観光商工課)

イ 備品シールの内容が正確でないもの

(建設・農林整備課)

ウ 同様の備品で分類が異なるもの

(教育総務課)

(9) 公用車について

各課の公用車の年式、走行距離を提出書類にて確認した。そのうち年式が15年以上前のもので10万キロ以上走行している公用車が、総務・防災課で2台、財政課で1台、新幹線・まちづくり課で3台、教育部で1台、水道課で2台、環境下水道課で2台あった。

公用車を維持管理していく上で、維持管理費の増加、さらには、職務に利用する職員の安全が懸念される。稼働状況の把握を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、計画的な車両の更新等を行っていただきたい。